

栃薬会第46号  
令和2年5月8日

保険薬局 開設者様  
管理薬剤師様

一般社団法人 栃木県薬剤師会  
会長 渡邊和裕

### 薬局における薬剤交付支援事業の実施について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、電話や情報通信機器を用いた診療に係る処方箋の備考欄に「0410 対応」や「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載された患者の処方箋への対応については、令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（4月13日【栃薬メール R2-006】・以下、「0410 事務連絡」）でお知らせしたところです。

今般、4月30日に国の令和2年度補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用等が国から支援されることとなりました。本事業は、本会の会員・非会員問わず、補助の対象となります。

つきましては、別添の実施要領により、本年4月30日以降に栃木県内の薬局が「0410 事務連絡」等に基づき、調剤及び電話等による服薬指導を行い、患者宅等に薬剤を届けた場合は、当該費用を【別紙】「薬剤の配送等実施状況報告書」に記載のうえ、本会宛ご提出ください。

また、本事業で把握した「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」は、0410 事務連絡による対応の実績等の評価に活用することとされており、重要なデータとなりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

本事業に関する情報は、本会ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。

○ 栃木県薬剤師会ホームページ  <http://www.tochiyaku.com/>

## 薬局の薬剤交付支援事業実施要領

令和2年5月8日  
(一社) 栃木県薬剤師会

### 1. 事業実施団体 栃木県薬剤師会

### 2. 支援の対象

栃木県内の薬局において、4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合以下の費用が補助される。

- (1) 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- (2) 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

### 3. 補助額

処方箋の備考欄記載	補助額
「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」	薬剤の配送に要した費用の全額
「0410 対応」	薬剤の配送に要した費用のうち、200 円を差し引いた額

- (1) 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。
- (2) 「薬剤の配送に要した費用」は、以下のとおりとする。
  - ア. 薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：  
交通費等の実費額相当として、距離を問わず、300 円／1 件とする。  
宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。
  - イ. 配送業者を利用した場合：配送料

### 4. 請求額

薬局から本会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。

処方箋	配送方法	患者負担 (※)	県薬への請求額
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	0 円	300 円
	配送業者		配送料全額
	宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、300 円を県薬へ請求する。		
0410 対応	薬局の従事者	200 円	100 円
	配送業者		配送料 - 200 円

※ 0410 対応の患者負担分 (200 円) は、薬局が患者から徴収する。

## 5. 配送方法及び配送方法に関する留意点

- (1) 薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するものとする。
- (2) 配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先して用いること。
- (3) 予算には限りがあるため、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という目的に鑑み、宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先される。

## 6. 請求に係る手続

- (1) 薬剤の配送等を行った薬局は、月ごとの配送等に要した費用を翌月15日までに【別紙】「薬剤の配送等実施状況報告書」により県薬に提出すること。
- (2) 当該薬局においては、申請に当たって、事後、行政等から確認される場合があるので、申請の根拠となる資料は別に保存すること。

### ※根拠となる資料の例

- ・処方箋の写し（備考欄に「CoV 自宅」、「CoV 宿泊」、「0410 対応」と記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

## 7. 請求にあたっての留意点

- (1) 処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載された処方箋でも、患者が来局した場合には、0410 対応として扱わないため、請求には含めないこと。
- (2) 一部負担金の授受に伴う手数料（振込手数料、代引き手数料等）は、患者の自己負担。（支援の対象外）
- (3) 本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、患者が、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合は、患者の自己負担とする。（支援の対象外）

## 8. 事業の開始・終了時期

- (1) 令和2年4月30日から令和3年3月31日まで実施予定。ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合は、その時点で終了する。
- (2) 事業の終了が年度末であることから、最大で2月末日分まで（3月15日締め切り）が対象となる。

## 9. 事業費の精算時期

薬局に対する費用の精算は、当事業終了時期以降を予定とする。

以上